

市町村の災害対策本部機能の強化に向けて ～防災情報システム活用事例集～

平成 29 年 7 月

消防庁国民保護・防災部防災課

目次

はじめに.....	1
I 市町村災害対策本部とは	1
1. 災害対策基本法上の市町村の責務.....	1
2. 市町村が災害時に収集すべき情報.....	3
3. 市町村災害対策本部の責務.....	3
3-1 災害対策基本法上の災害対策本部の責務.....	3
3-2 市町村災害対策本部の役割.....	5
4. 市町村災害対策本部の設置・運営.....	6
4-1 災害対策本部の設置基準.....	6
4-2 災害対策本部における役割分担の明確化	7
4-3 住民対応・情報発信の体制.....	7
II 災害対策本部機能の強化.....	9
1. 災害対策本部機能の強化とは.....	9
1-1 災害対策本部機能の強化の概要.....	9
1-2 災害対策本部のスペースの確保.....	12
1-3 防災情報システム.....	13
2. 災害対策本部機能の強化の事例.....	14
2-1 人口10万人以上の市.....	14
2-2 人口10万人以下の市.....	20
2-3 町村.....	22
2-4 都道府県が一体的に整備している例	24
3. 財政措置.....	29

はじめに

平成 28 年熊本地震や台風第 10 号等の災害においては、救助活動など初動時の応急対策を迅速・的確に行うため、また、関係機関との調整をより円滑・的確に行うため、市町村の災害対策本部において被害状況等の情報を一元的に把握することの重要性が改めて認識された。

そのため、平成 29 年 4 月の防災基本計画の修正において、市町村の災害対策本部機能の強化を位置づけたほか、『「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用について』（平成 29 年 3 月 28 日消防災第 42 号）により、市町村担当者が災害対応に当たって少なくともあらかじめ確認すべき事項として「災害対策本部の設置・運営」を記載し、自己点検を促しているところである。

これらを踏まえ、市町村の災害対策本部においては、防災情報システム等を活用し、情報の収集と共有、伝達を行う機能を強化する必要がある、本書はその一助となるよう作成したものである。

I 市町村災害対策本部とは

1. 災害対策基本法上の市町村の責務

市町村は、基礎的な地方公共団体として、地域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有する。災害等が発生した場合に、初動時の迅速な情報収集・集約、応急対策を行うための指揮系統の確立、関係機関との調整等が必要であり、災害対応を全庁的な体制で実施し、首長が適切な意思決定を行う体制を整備する必要がある。

◆災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）

（市町村の責務）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2～3 （略）

（情報の収集及び伝達等）

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

（被害状況等の報告）

第五十三条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあっては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。

2 都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

3～8 （略）

◆防災基本計画（平成 29 年 4 月・中央防災会議）

第 2 編 各災害に共通する対策編 第 2 章 災害応急対策
第 2 節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

1 災害情報の収集・連絡

(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

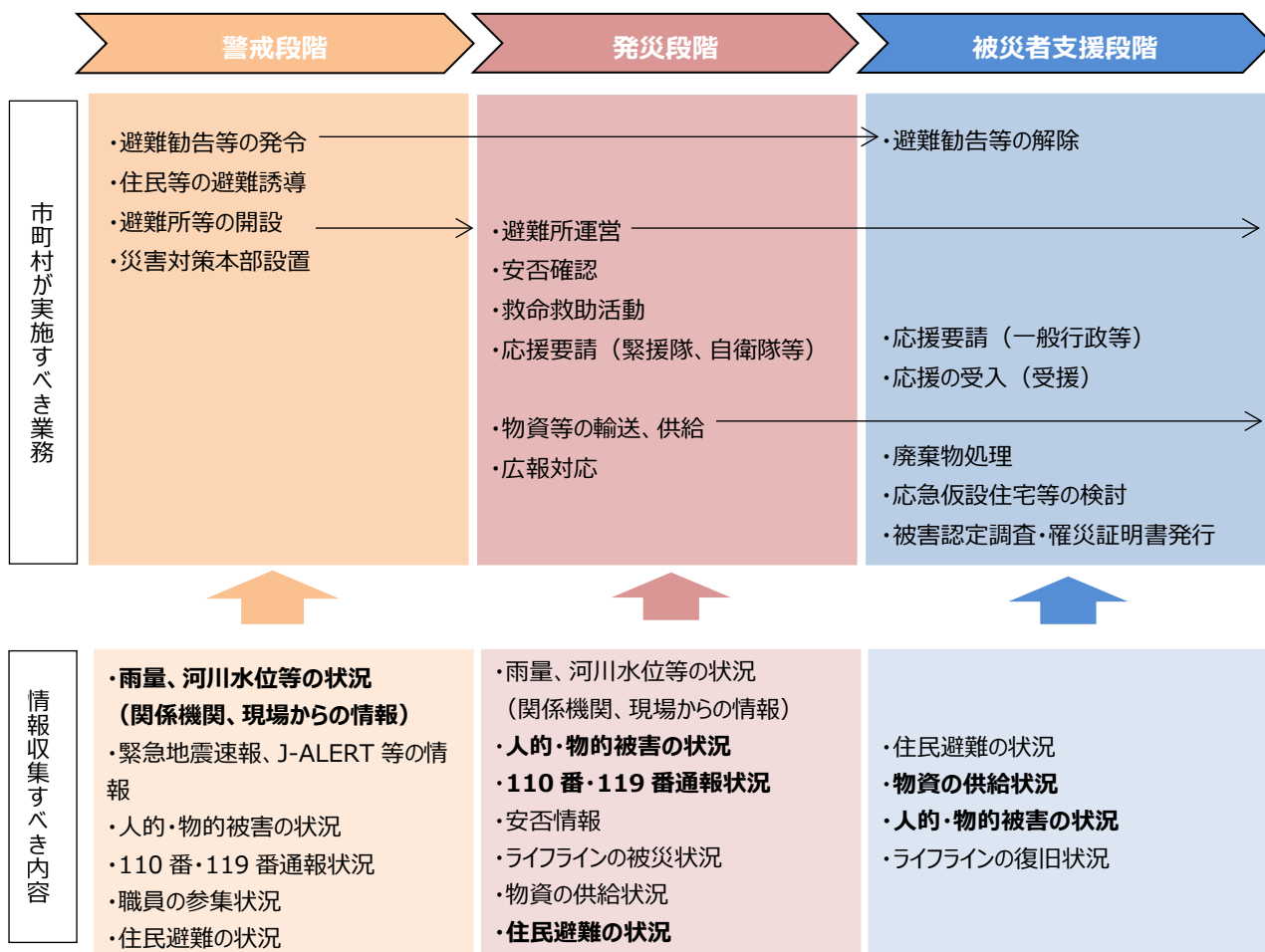
- 市町村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ報告するものとする。通信の途絶等により都道府県に報告できない場合は、直接国〔消防庁〕へ報告するものとする。
- 都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を国〔消防庁〕に報告するものとする。
- 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は都道府県に連絡するものとする。
当該情報が得られた際は、都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、都道府県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

2. 市町村が災害時に収集すべき情報

市町村は、迅速かつ的確に災害情報を収集・連絡することの重要性に鑑み、情報収集体制の強化を図り、その際の役割・責任の明確化に努める必要がある。

警戒段階、発災段階においては、人的・物的被害、洪水、土砂災害等の災害発生状況などの情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から都道府県等に報告する体制を構築する必要がある。

市町村が災害対応を行うに当たり、情報収集すべき情報は下記の図のとおりである。



3. 市町村災害対策本部の責務

3-1 災害対策基本法上の災害対策本部の責務

市町村災害対策本部は、市町村の地域内に相当規模の災害が発生したときに防災活動を強力に推進するための組織として設けられるものである。

市町村災害対策本部の事務は、災害対策基本法第23条の2第4項において、

- ① 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること
- ② 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること

の2点とされる。

◆災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）

（市町村災害対策本部）

- 第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。
- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
 - 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
 - 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
 - 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
 - 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
 - 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
 - 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

◆防災基本計画（平成 29 年 4 月・中央防災会議）

第 2 編 各災害に共通する対策編 第 1 章 災害予防

第 6 節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(8) 防災中枢機能等の確保，充実

- 地方公共団体は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

第 2 編 各災害に共通する対策編 第 2 章 災害応急対策

第 2 節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

3 地方公共団体の活動体制

- 地方公共団体は、発災後（風水害、火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。）、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うとともに、都道府県にあっては都道府県災害対策本部の設置、都道府県現地災害対策本部の設置、市町村にあっては市町村災害対策本部の設置、市町村現地災害対策本部の設置、石油コンビナート等現地防災本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- 都道府県災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図るものとする。
- 市町村災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。
- 都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。
- 都道府県災害対策本部長及び市町村災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。
- 市町村（都道府県）は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障害者等の要配慮者の避難支援計画の実施等に努めるものとする。

3-2 市町村災害対策本部の役割

市町村災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を実施するとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めなければならない。そのためには、災害対策本部の設置基準等を地域防災計画において具体的に定めておく必要があるほか、適切なスペースの確保、配置を事前に行った上で、具体的な運営方法を決定しておく必要がある。

また、市町村は、国や都道府県、関係機関等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める必要がある。具体的には、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図る必要がある。さらに、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡体制のICT化に努める必要がある。

市町村担当者が災害対応に当たって少なくともあらかじめ確認すべき事項を定めた「防災・危機管理セルフチェック項目」（平成29年3月28日消防災第42号参照）において、災害対策本部の設置・運営に関する重要事項が整理されており、その項目に基づき、以下解説する。

◆ 災害対策本部の設置・運営における重要事項

チェック項目	本書で解説している箇所
災害事象毎に設置基準を定めるなど災害対策本部を迅速に設置する備えがとられているか。	4-1 災害対策本部の設置基準
各班及び関係機関との情報共有・調整を円滑に行うため、災害対策本部用に、平時の執務室から独立した広いスペース（会議室等）を確保しているか。	Ⅱ 災害対策本部機能の強化
災害対策本部において、道路、河川カメラ、ヘリテレ、119番入電状況等の情報を収集するための防災情報システムを整備しているか。	
災害対策本部において把握、対応すべき事項（人的被害、建物被害の状況等）を、災害事象毎に事前に想定しているか。	4-2 災害対策本部における 役割分担の明確化
災害対策本部において、国・都道府県等の関係機関との連絡のため、災害時優先電話（固定電話又は携帯電話）、防災行政無線（移動系）、衛星携帯電話等の通信手段を、複数確保しているか。	Ⅱ 災害対策本部機能の強化
災害対策本部の収集情報、意思決定などについて、どのように公表するか、あらかじめ方針を決定しているか。	4-3 住民対応・情報発信の体制
広報・報道対応の責任者を明確に位置づけ、窓口を一元化する体制をとっているか。	4-3 住民対応・情報発信の体制
災害対応業務に利用する計画、マニュアル、ガイドライン等について、発災後直ちに活用できるよう、あらかじめ印刷してファイルにまとめているか。	4-2 災害対策本部における 役割分担の明確化

出典：「防災・危機管理セルフチェック項目」（平成29年3月28日消防災第42号）より一部加工

4. 市町村災害対策本部の設置・運営

4-1 災害対策本部の設置基準

市町村においては、災害対策本部の設置基準について災害種別ごとに設定するなど、災害対策本部を迅速に設置する備えが必要である。「避難勧告等に関するガイドライン（発令基準・防災体制編）」では、避難勧告発令に合わせて災害対策本部を設置する例を紹介しているところであり、各地域の実情に合わせて参考にされたい。

◆ 「避難勧告等に関するガイドライン（発令基準・防災体制編）」（平成 29 年 1 月・内閣府） P48・49 より抜粋

地震を除く自然災害の発生が想定される際の市町村における防災体制、気象状況を踏まえた体制の移行に関する標準的な目安を記す。これらは、市町村の規模、発生する可能性のある災害の多さ等によって異なるが、段階に応じて、情報収集や判断ができる体制を検討する必要がある。体制の呼称は、それぞれの市町村の地域防災計画によって異なるが、段階設定の例を示す。

以下、要員の配置は夜間や休日における代表的な例示であり、これを参考にしつつ地域の実情に応じて防災体制を検討する。

（中略）

- 第 3 次防災体制（災害警戒体制）： 避難準備・高齢者等避難開始を発令した段階
避難勧告の発令を判断できる体制とする。
専門機関とのホットラインが活用できる体制とする。
要配慮者用の指定緊急避難場所受け入れ体制の整備ができる要員を確保する。
 - ・ 対象河川が避難判断水位を超えることが確実となった場合
 - ・ 大雨警報が発表された場合
 - ・ 台風情報で、台風の暴風域が 12 時間以内に市町村にかかると予想されている、又は、台風が 12 時間以内に市町村に接近することが見込まれる場合
 - ・ 高潮注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
- 第 4 次防災体制（災害対策本部設置）： 避難勧告を発令した段階
 - ・ 氾濫危険水位を超えることが確実となった場合
 - ・ 土砂災害警戒情報が発表された場合
 - ・ 高潮警報が発表された場合
 - ・ 高潮注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及され、かつ暴風警報が発表された場合

なお、津波については、大津波警報・津波警報・津波注意報が発せられた場合、基本的には「避難指示（緊急）」を発令し、直ちに第 4 次防災体制を取る必要がある

注 災害が発生した段階もこの体制を引き継ぐ。

4-2 災害対策本部における役割分担の明確化

災害対策本部マニュアル等を整備し、各担当の事務分掌だけでなく、災害対策本部において誰が何を実行するのかを明確に記載しておくことが望ましい。

【例：新潟県上越市災害対応マニュアル《地震・津波災害編》】 班ごとのチェックリストの作成

時間	対応	項目	実施内容	関係する課 主な関係機関
▼地震発生直後 〜10分以内	④災害対策本部の 立ち上げ・運営	(2)災害対策本部の 設置	<p>【災害対策本部の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 災害対策本部を木田庁舎に設置する。 <input type="checkbox"/> 庁内イントラネット、庁内放送、職員連絡メール等により、職員に災害対策本部の設置を周知する。 <input type="checkbox"/> 災害対策本部長（市長）は、災害対策本部、現地災害対策本部を設置又は廃止したときは、県知事及び関係機関に通知する。 <input type="checkbox"/> <u>広報・記録班に、災害対策本部の設置について、報道機関へ情報提供するよう指示する。</u> <input type="checkbox"/> 災害対策本部長は、災害対策本部設置時において、必要に応じ第一配備または第二配備を指令する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長（市長） ○県知事 ○関係機関 ○広報・記録班
			<p>【災害対策本部室の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <u>本部連絡員は、木田庁舎 4 階 402・403 会議室の机・いす等を、あらかじめ定めたレイアウトに配置する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部連絡員

総括班がすべき事項をチェック項目に記載。
具体的に誰が誰に対して何を実施するかが明確化されている。

4-3 住民対応・情報発信の体制

災害対応時には、全庁的な体制を構築する必要がある。また、その中でも、市町村には膨大な情報が集まるため、情報処理の体制を構築する必要がある。特に、住民からの問合せ窓口については、防災担当課以外に一元化し、防災担当職員は他の災害対応業務に集中できる環境を作るとともに、窓口の連絡先等の情報を、広く迅速に公表することが重要である。

また、災害対策本部の収集情報、意思決定などについて、どのように公表するか、あらかじめ方針を決定おくべきである。特に、報道機関対応については、専任の職員を配置するなど、定期的に記者説明を実施することが望ましい。

◆ 「市町村のための水害対応の手引き」(平成 29 年 6 月・内閣府(防災担当)) P20・26・27

より抜粋

● 報道機関への対応ルールの明確化

- 災害対策本部に広報責任者を明確に位置づけ、広報・報道対応窓口を一元化する
- 報道対応のルールを事前に決めておくとともに、報道機関の協力を得ながら、戦略的な広報を実施する

【参考 1】報道対応のルール(例)

- ・記者の災害対策本部事務局への立ち入りを制限し、報道機関用に別室を確保する。
- ・定期的に記者会見を実施する。(記者には可能な限りこの場でまとめて質問するよう求める。発災当初ほど頻繁な実施に努める。)
- ・報道機関向け広報掲示板を設置し、記者発表資料、被災場所等を書き込んだ地図等を張り出し、情報共有できるようにしておく。
- ・本部会議の公開・非公開について、公開のメリット・デメリットを踏まえ、対応を検討しておく。

メリット (●)	デメリット・課題 (▼)
<ul style="list-style-type: none"> ● 地元のマスコミからの取材対応の負担軽減 ● 報道機関には、取材しても本部会議以上のニュースソースはないと理解してもらえた ● 災害対応の透明性を確保できた 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 在京のマスコミからの取材(時間を選ばない電話取材)への対応 ▼ 様々な情報が本部内で錯綜するため、マスコミの取材対応に負担がかかった ▼ 個人情報にかかわる協議は困難

● 住民からの問合せ窓口の一元化

- 問合せ窓口を一元化して本来業務に集中できる環境を作り、窓口の連絡先等の情報を、広く迅速に公表することが重要である。

【参考】過去の地震発生時の住民問合せ窓口の設置例

市	地震名	窓口の名称	窓口における対応体制
長岡市	新潟県中越地震 新潟県中越沖地震	総合窓口	当初：広報課 2 名 2 日目から広報課 4 名体制に増員
輪島市	能登半島地震	総合窓口	発災当日から情報収集班 8 名で対応
栗原市	岩手・宮城内陸地震	総合窓口	栗駒、花山 2 地区 市民生活部及び総合支所職員 5,6 名
奥州市	岩手・宮城内陸地震	①総合窓口 ②地震災害生活相談案内 (発災直後の当面の生活相談)	①防災担当課、緊急初動班等による 24 時間体制 ②主に市民課職員と現地対策本部職員が 3 名程度

出典：各紙への問合せ結果より作成
出典：「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告」

Ⅱ 災害対策本部機能の強化

1. 災害対策本部機能の強化とは

1-1 災害対策本部機能の強化の概要

市町村長を本部長とする災害対策本部は、多岐にわたる災害対応を全庁的に統轄しなければならない。情報の収集・分析・共有、意思決定を行うため、災害対策本部会議室等のスペース、防災情報システム等をあらかじめ整備し、その機能の充実・強化に努める必要がある。

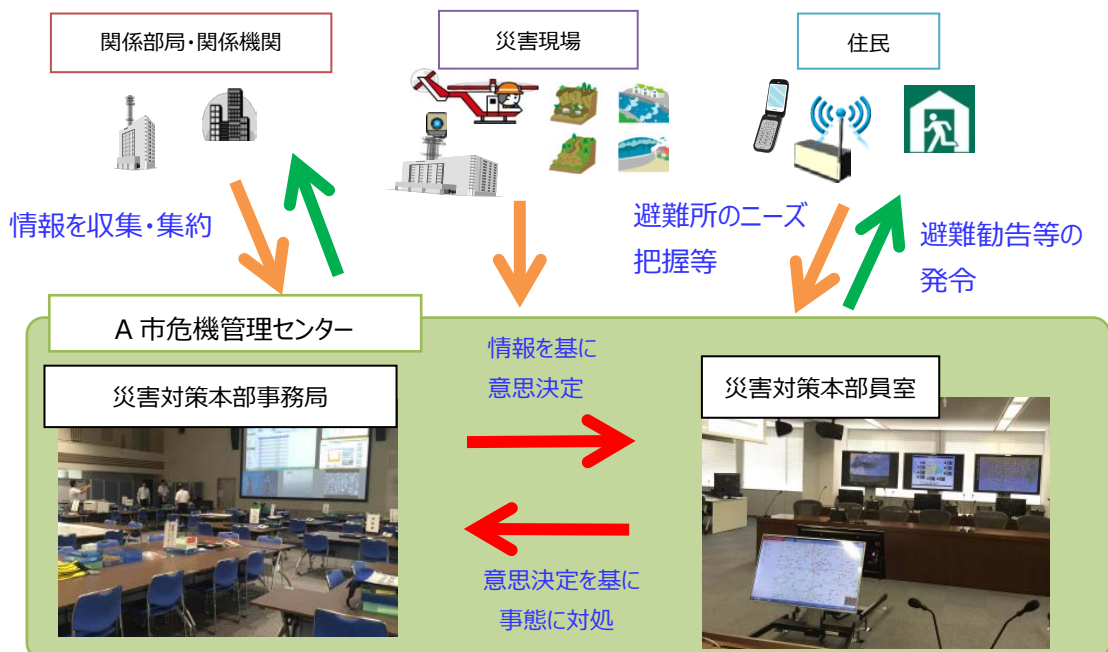
なお、災害対策本部設置予定庁舎の耐震化、代替拠点の確保、職員の参集確保等は、災害対策本部が機能する大前提のものである。

機能強化の具体的な方法として、

- (1) 災害対策本部員室、災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）を有する施設整備やスペース確保を行うこと
- (2) 情報収集・分析のための防災情報システム及び情報共有のためのモニター等を導入すること

の2点が挙げられる。

構成	対象	用途
災害対策本部員室	本部員	本部員会議の開催、災害対応方針・対応措置の意思決定の場
災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）	災害対策本部参集職員	現場からの情報収集・分析、現場職員への伝達、事態への対処



平成 29 年 4 月の防災基本計画の修正においても、下記のとおり記載が追加されており、災害対策本部の機能の充実・強化の必要性が明確化されている。

◆**防災基本計画（平成 29 年 4 月・中央防災会議）**

※黄色部分が今回の修正箇所

第 2 編 各災害に共通する対策編 第 1 章 災害予防
 第 6 節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え
 2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
 (8) 防災中枢機能等の確保，充実

○ 地方公共団体は，災害情報を一元的に把握し，共有することができる体制の整備を図り，災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

第 2 編 各災害に共通する対策編 第 2 章 災害応急対策
 第 2 節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
 3 地方公共団体の活動体制

○ 都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部は，災害情報を一元的に把握し，共有することができる体制のもと，適切な対応がとれるよう努めるものとする。

＜参考＞市町村の災害対策本部の支障事例

近年の災害においては、市町村の災害対策本部運営の課題の 1 つとして、情報を収集・分析し、意思決定を行う段階における混乱が指摘されている。

情報収集における課題としては、

- ・ 全庁的な災害対応体制がとられず、職員の役割分担が適切に行われなため、災害対応業務を中心的に担う防災担当課が住民からの電話対応に追われる状況となる。
- ・ 執務室で災害対応業務を行ったことから、別室にいる他課の職員との連携不足に陥る。
- ・ 都道府県等から情報収集するべきところを適切に実施できない。等が挙げられる。

その上、必要な情報を収集できない状況になると、情報分析段階においても下記のような事態が生じる。

- ・ 被害が集中して連絡がとれない地域に気づかず、他の電話連絡や要請に手一杯になる。
- ・ 大量の情報を処理しきれず、重要情報が関係機関から送付されていたにもかかわらず、見落としてしまう。
- ・ 避難勧告の発令基準を満たしていることが市町村長に報告されないなど、重要な情報を全庁的に共有できない。

したがって、災害対応を迅速かつ的確に行うために、市町村の災害対策本部において、**必要な情報収集や分析、伝達**ができる環境、**災害対策本部内で情報共有**できる環境、**情報を基に対応方針・対応措置の意思決定**を行う環境を整備することが求められている。

【事例 1】平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）（平成 28 年 12 月・避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会）より抜粋

時刻	8 月 30 日の主な動き
15：00 頃	岩泉町は、総務課長以下 5 人が避難関連の実務を担っていたが、外部からの代表電話が総務課に繋がるようになっていたこともあり、15 時頃から上流域での被害情報の電話が入り始め、その対応に追われる状況となり、対応する職員を 5 人から 10 人に増員した
16：47	盛岡地方気象台次長から岩泉町総務課総務文書室長に対し電話 「岩泉町では、50 年に一度に相当する記録的な大雨になっている。2～3 時間は強い雨が続く見込み。引き続き厳重な警戒をお願いします。」

17:20頃	<p>岩手県岩泉土木センターから岩泉町役場に電話</p> <p>「赤鹿水位観測所では、30日17時20分に氾濫注意水位2.50mを超過し、今後も上昇する見込みがあるので注意するように」（岩手県の水防計画においては、水防活動の参考とするため水位を通報することとしていた）</p> <p>岩泉町は、避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、住民からの電話対応に追われ、町長に報告されなかった</p>
20:25頃	岩泉町役場が停電

【事例2】水害時における避難・応急対策の今後の在り方について（報告）（平成28年3月・中央防災会議 防災対策実行会議 水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ）より抜粋

5.1 水害対応の手引きの作成・周知

～ 実態・課題（被災市町の事例）～

■ **計画通りに体制の充実をはかれなかった**

- ある段階を超えると、土砂災害、内水氾濫、外水氾濫といったあらゆる災害が各所で頻発するようになったが、その前に災害対応体制の充実をはかることができなかった。
- 職員を招集した段階では既に道路が冠水しており、幹部職員の半数が庁舎までたどりつけなかった。また、途中から災害対応に参加したとしても、防災担当職員が他部局の職員に状況を説明しているいとまがなく、防災担当職員がますます多忙になった。役所全体が実質的に機能するには対応のピークを越えてからになった。
- 水害の場合は徐々に災害切迫度が上がっていくため、職員の危機感の醸成や参集のタイミングがかえって難しかった。

■ **情報処理・問合せが殺到し市町村の災害対応に混乱が生じた**

- 災害の初期段階においてはインターネット等により河川情報、気象情報をこまめに確認していたが、ある時刻を境に一気に現場からの通報が増え、情報を処理し切れなくなった。
- 多忙を極めると、情報収集・伝達作業において、平時ならすぐ気付くような単純ミスが多くなっていった。
- 特に、災害対策本部を別室に設けていなかった被災市町においては、防災担当職員に現場からの情報が集中することとなり、その情報を庁内他部局職員と共有するいとまがないほどであった。そのため、現場からの情報、河川管理者等からのFAX、住民からの問合せ、報道機関対応を、防災担当職員のみで処理せざるを得なくなり、状況確認、情報伝達、意思決定、現場への指示にかかる時間がとれなくなっていった。

■ **情報発信・広報も混乱した**

- 広報担当職員との情報共有を十分にできなかったため、情報発信を防災担当職員自ら実施する必要性が生じたり、発信した情報に誤りが生じたりした。
- 会見時刻等を決めていなかったため、各報道機関にそれぞれ対応する必要が生じ、非常に時間をとられた。なかには執務室や災害対策本部室まで入って取材する報道機関もあり、災害対応に支障を来した。

1 - 2 災害対策本部のスペースの確保

災害対策本部員室

災害対策本部員室とは、災害対策本部を設置した場合に、本部員が参集し、災害対応方針・対応措置の意思決定を行う場所を指す。

なお、災害発生直後に、本部員が迅速に参集し、事態に対応できるよう、常設の専用スペースとすることが望ましく、大型スクリーンやテレビモニターなど映像を投影可能な設備がある必要がある。

想定される構造・設備としては、

- ア. 大型マルチスクリーン、モニター、テレビ及び映像操作端末（緊急防災・減災事業債 H28 拡充分でいう「災害時オペレーションシステム」※）
 - イ. 各種の多重化された情報・通信機器類（専用回線電話、F A X 等）
 - ウ. 72 時間以上持続的な稼働に対応するための非常用電源設備（無停電電源装置等）
 - エ. 耐震性を確保した壁面、機器の転倒防止等の措置
- 等が挙げられる。

災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）

災害対策本部事務局室とは、災害対策本部参集職員が情報収集・分析を行うとともに、関係機関等と調整を行い、事態への対処を実施する場所である。

なお、参集対象職員が迅速に参集し、事態に対応できるよう、常設の専用スペースとすることが望ましく、大型スクリーンやテレビモニターなどを整備して情報収集及び共有が可能であることが必要である。

想定される構造・設備としては、

- ア. 大型マルチスクリーン、モニター、テレビ及び映像操作端末（緊急防災・減災事業債 H28 拡充分でいう「災害時オペレーションシステム」※）
 - イ. 各種の多重化された情報・通信機器類（専用回線電話、F A X 等）
 - ウ. P C、プリンタ、コピー機等の事務機器・事務用品
 - エ. 72 時間以上持続的な稼働に対応するための非常用電源設備（無停電電源装置等）
 - オ. 耐震性を確保した壁面、機器の転倒防止等の措置
- 等が挙げられる。

これらを導入することにより、

- 気象情報・河川水位等の情報や被害状況など、災害時に迅速に情報集約・分析ができる。
- 防災情報システム等で収集した情報を、大型スクリーンやテレビモニター等に投影し、災害対策本部員会議を開催することで、迅速に情報共有ができる。
- 災害対策本部事務局室の専用スペースの確保により、災害対策本部設置時の業務時間短縮が可能となる。

といった効果が期待される。

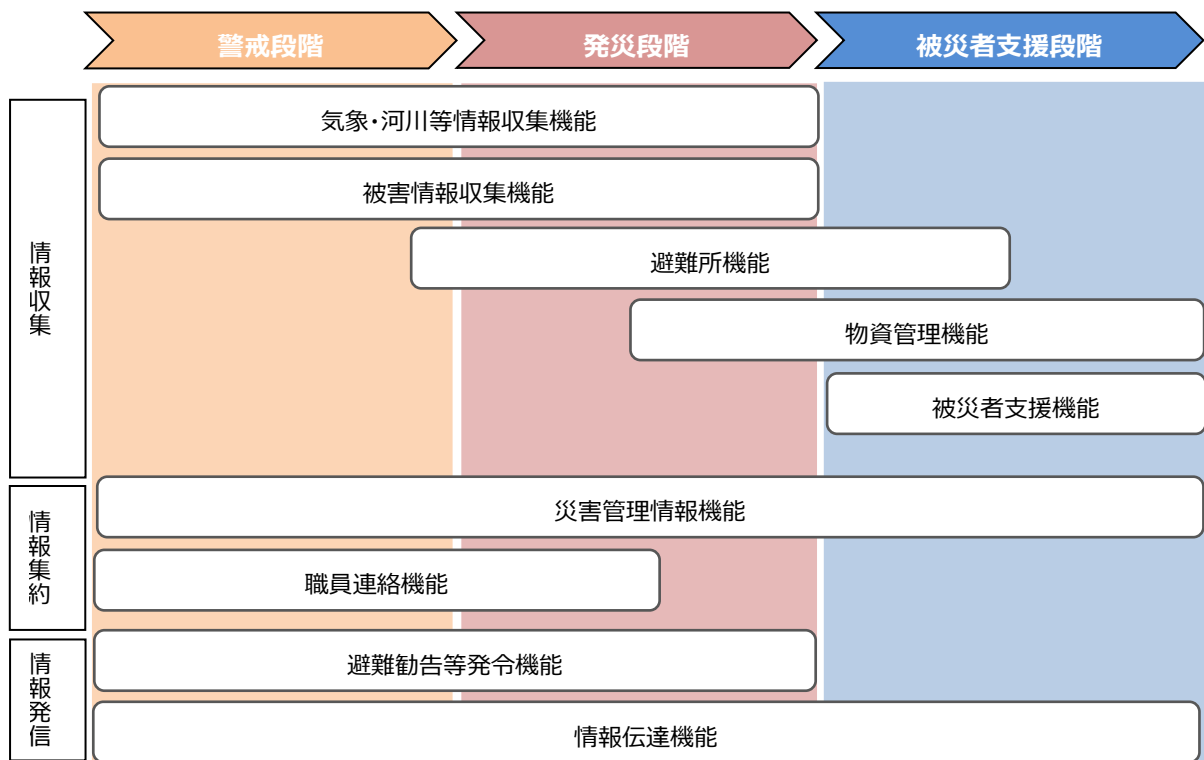
※ II 3. 財政措置（P29）を参照。

1-3 防災情報システム

防災情報システムとは、地方公共団体が災害対応のために行う情報の収集・分析及び災害対策本部内での情報共有を迅速かつ効果的なものにする事で、対応方針・対応措置の意思決定の支援を行うこと等を目的とする情報システムのことである。

各地方公共団体のニーズに応じて搭載する機能には様々なバリエーションが想定されるが、現行の防災情報システムの機能として、主に下記のようなものがある。

段階	機能	概要	例
情報収集	気象・河川等情報収集機能	河川や道路等のカメラ映像など現場情報を収集するもの。また、気象庁をはじめ関係機関が観測・分析・予測した災害情報を収集して、伝達活用を行うもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、道路、橋梁、港湾、街角等カメラ映像収集 ・気象情報・河川水位等の情報収集 ・消防本部からの情報収集
	被害情報収集機能	携帯、可搬現場端末（専用端末、汎用型端末）から被害状況を情報収集するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯端末等からの情報集計
	安否確認機能	被災者安否情報を収集し、用途、レベルに合わせ迅速に提供するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報登録/配信 ・安否情報管理
	避難所情報機能	避難所の開設状況、収容人数や、実際の避難者数等を集約して管理するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設情報 ・避難所ニーズ集計
	物資管理機能	現状の物資量や不足量等の情報を集約して管理するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・物資管理情報
	被災者支援業務機能	被災者の基本情報を基に管理を行うために、証明書発行など行政手続きなど総合的支援業務を行うもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書交付状況 ・被害認定状況
情報集約	災害管理情報機能	災害時の各種蓄積情報等を地図上に表示、時系列で整理するもの。また、各種防災マニュアル等を確認できるもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応記録管理/参照 ・災害対策本部映像情報表示 ・標準データ連携 ・災害対応マニュアル管理 ・災害対策拠点管理 ・地理情報管理
	職員連絡機能	災害時に対象職員に情報の自動配信を行い、参集状況等を集計するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・移動端末からの職員参集情報 ・音声応答による参集情報
情報発信	避難勧告等発令機能	避難勧告等の発令案を提示するもの。また、発令情報の伝達、共有するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等発令支援機能 ・避難勧告等発令状況表示
	情報伝達機能	地方公共団体が情報発信者となり公共放送機関、通信キャリア等が情報伝達者として地域住民に情報を伝達するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報情報伝達 ・J-ALERT 情報伝達 ・L-ALERT 情報伝達



2. 災害対策本部機能の強化の事例

「I 2.市町村が災害時に収集すべき情報」において定義した災害対応時の「警戒」「発災」「被災者支援」の3段階に沿って、災害対策本部機能の強化の事例を紹介する。

自治体の規模により必要な設備等が異なることが想定されることから、ここでは、**人口10万人以上の市、人口10万人以下の市、町村、都道府県が一体的に整備している場合**の4つに分けて紹介する。

2-1 人口10万人以上の市

(1) 大阪府東大阪市（人口：502,784人）【警戒】【発災】【被災者支援】

市役所本庁舎5階に危機管理センターを整備し、災害対策本部として使用できる会議場を常設することで、初動対応の迅速化を図るとともに、最新のデジタル通信技術やIT技術を活用し、市民の安全・安心に寄与することを目的として設置した。

東日本大震災をはじめとした過去の災害を教訓として、危機管理センターには、市民に迅速に情報を発信し災害時の通信手段を確保する防災行政無線、市内各所の雨量や風向、風速を把握する気象観測装置、河川氾濫や土砂災害を警戒する防災カメラ、災害情報を迅速に収集、集約する防災情報システムなどの独自の情報収集手段を整備している。

防災行政無線室や関係機関の集結スペースを1つのフロアに集約し、情報収集と情報共有を迅速に行うことで災害対応の強化を図っている。



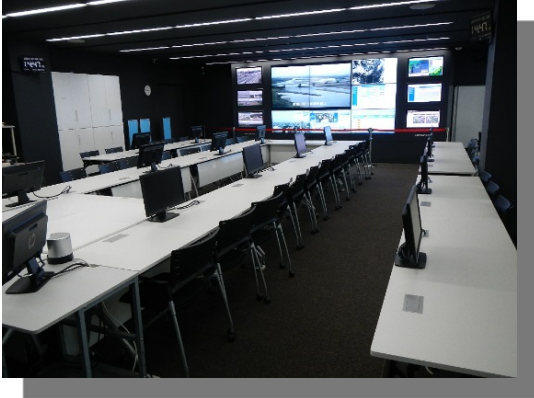
また、防災情報システムを整備し、災害時における被害情報や避難所情報、防災カメラ映像、気象観測情報など、市内の災害に関する情報を集約し、地図上に一括して表示できるようにしている。情報を集約し、視覚的に表示することで、災害対策本部における的確な事態把握や意思決定、市民への情報伝達や関係機関との情報共有を総合的に支援することが可能となっている。

主な機能は下記の通りである。

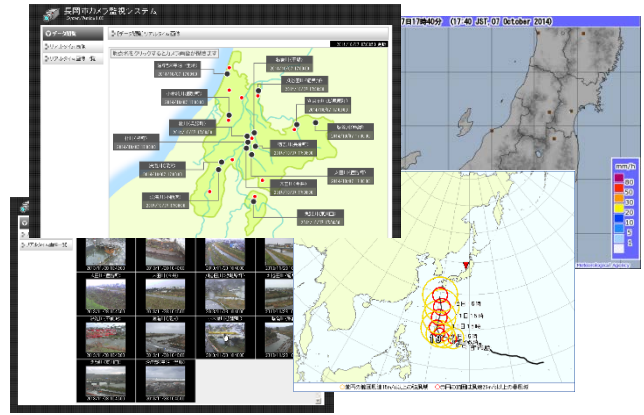
- **災害管理業務情報**
災害時には災害対策本部事務局や各活動組織が被害や対応状況を入力し、情報の集約と共有を実施。
- **気象観測情報**
市内各所に設置した気象観測装置の情報を地図上で確認。
- **XバンドMPレーダ情報**
XバンドMPレーダ降雨情報を表示し、警戒地域の早期把握や減災活動に活用。
- **避難勧告情報**
避難勧告等の発令エリアを地図上に登録し表示、避難に関する情報の共有化を図る。
- **通報要請情報**
市民の皆様や職員から通報のあった災害情報を登録、未対応から対応済みまでを色分け表示し活動状況の把握を実施。
- **被害管理情報**
災害時の人的被害や物的被害の情報を登録し地図上に表示、登録された情報から被害の集計を実施。
- **ハザードマップ情報**
市内の浸水想定区域や土砂災害警戒区域を表示し、避難に関する情報の発信や災害対策に活用。
- **ライフライン情報**
市内の停電地域や断水地域を登録し、情報共有を図ることで災害対策や復旧活動に活用。
- **避難所情報**
避難所の開設状況や収容人数、不足物資の情報を集約して管理し、迅速な被災者支援を実施。

(2) 新潟県長岡市（人口：275,133人）【警戒】【発災】

長岡市災害対策本部会議室は、地震や水害等の災害が発生もしくは災害の発生が予見される際に大型ディスプレイや現場写真共有機能などを使用し、速やかに現地情報を把握・整理し、対応への意思決定や指示を行う常設の会議室となっている。また、危機管理防災本部執務室と隣接しており、災害の規模等により、臨機応変に対応できる。



↑災害対策本部会議室



防災情報システムなど

整備前は、個々のパソコンで個別に情報を取得していたほか、気象や河川の状況把握は数値が主であり、映像情報には限りがあることから、状況整理に課題を抱えていた。

そこで、9面マルチディスプレイと6面独立のディスプレイを会議室に設置することにより、カメラ映像、気象・河川状況、テレビなどの情報を同時に総合的に閲覧可能となったほか、設備・システム等の充実により、広域化・多様化した災害情報の取得・情報整理が可能となり、迅速な対応につながっているといえる。

特に、カメラ映像については、国や県、民間事業者の映像カメラを活用しているほか、市が設置した市内各地の定点カメラで河川・道路状況を監視し、リアルタイムで本部会議室にて情報収集、共有ができる。

また、現場写真システムはGPS付携帯電話を利用し、現地写真と位置情報を収集することができる。

(3) 長野県飯田市（人口：101,581人）【警戒】【発災】

長野県飯田市では、新庁舎建設に合わせ、平成26年度に常設のオペレーションルームを備えた危機管理センターを整備した。

【危機管理センターの特徴】

① スピーディな対応を可能にする機能性

災害対応時における情報、要員の動線、情報共有機能の向上を追求したルームレイアウトを実現している。オペレーションルームに、災害対応時に必要な資機材を常置することで、スピーディな初動対応が可能である。

② 災害の規模に対応した拡張性

災害規模に応じて、議場・オペレーションルーム・危機管理室執務スペースのパーテーションを開放し機能を拡張できる。新庁舎地階の資材倉庫・地下スペース・駐車場は、災害物資の分配拠点として使用できる。

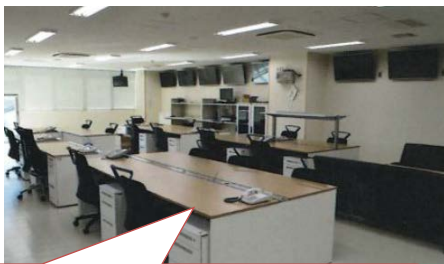
③ 災害発生時でも対応機能を維持する安全性

耐震性に優れた地震に強い庁舎を建築するとともに、情報通信機能の維持のため重要機器類の免震架台上への設置をしている。また、停電時電源確保のための自家発電機設置、給排水機能の維持、地下防災倉庫の設置など地域防災拠点としての安全性を確保している。

災害対応時のレイアウトは、警戒態勢（小規模災害・人為災害・行方不明者捜索・クマ出没）、第1 配備態勢～第2 配備態勢（土砂災害警戒情報発表、土砂災害、豪雪、震度5強～6弱）、第3 配備態勢（震度6強以上、大規模土砂災害）の3つに分けられる。

ケース1：警戒態勢～事前配備（小規模災害・人為災害・行方不明者捜索・クマ出没）

執務室と隣接するオペレーションルームの一部のみで対応を実施する。



危機管理室 執務スペース
平常時は、執務スペースとして使用、災害発生時には、監視・情報収集・発信等の災害対策本部の中心的機能を担うスペース。



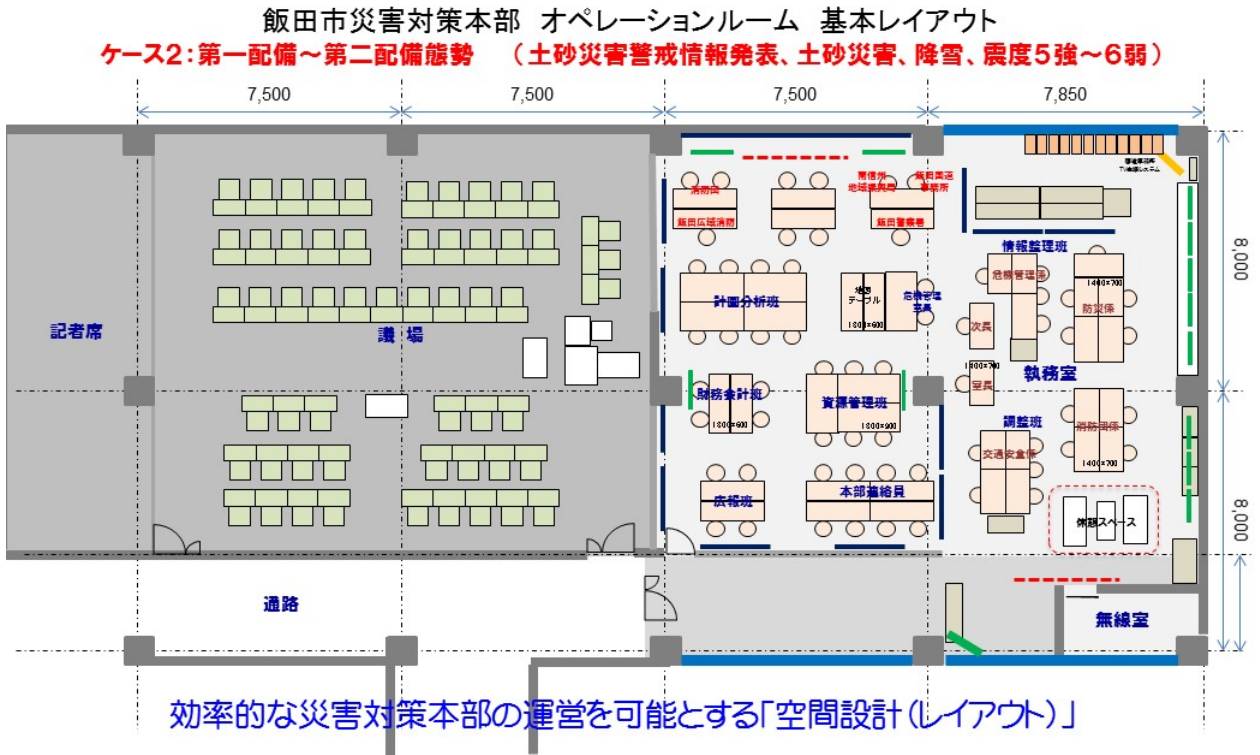
オペレーションルーム
災害への即応性を高めるため、平常時でも災害対応電話やパソコン等の機材を常置する。パーテーションを開放することで、執務スペースとして一体的に使用する。



監修：京都大学 防災研究所 牧紀男教授
作成：㈱サイエンスクラフト 元谷マネージャー・主席コンサルタント

ケース2：第1 配備態勢～第2 配備態勢（土砂災害警戒情報発表、土砂災害、豪雪、震度5強～6弱）

執務室と隣接するオペレーションルーム全体で災害対応を実施する。



監修：京都大学 防災研究所 牧紀男教授
 作成：(株)サイエンスクラフト 元谷マネージャー・主席コンサルタント

ケース3：第3 配備態勢（震度6強以上、大規模土砂災害）

災害対策本部事務局は、執務室＋オペレーションルーム＋議場に設置される上、災害対策本部会議については、市議会が使用する委員会室で開催される。また、関係機関からリエゾン等が集まった際に執務を行うことができるスペースも確保している。

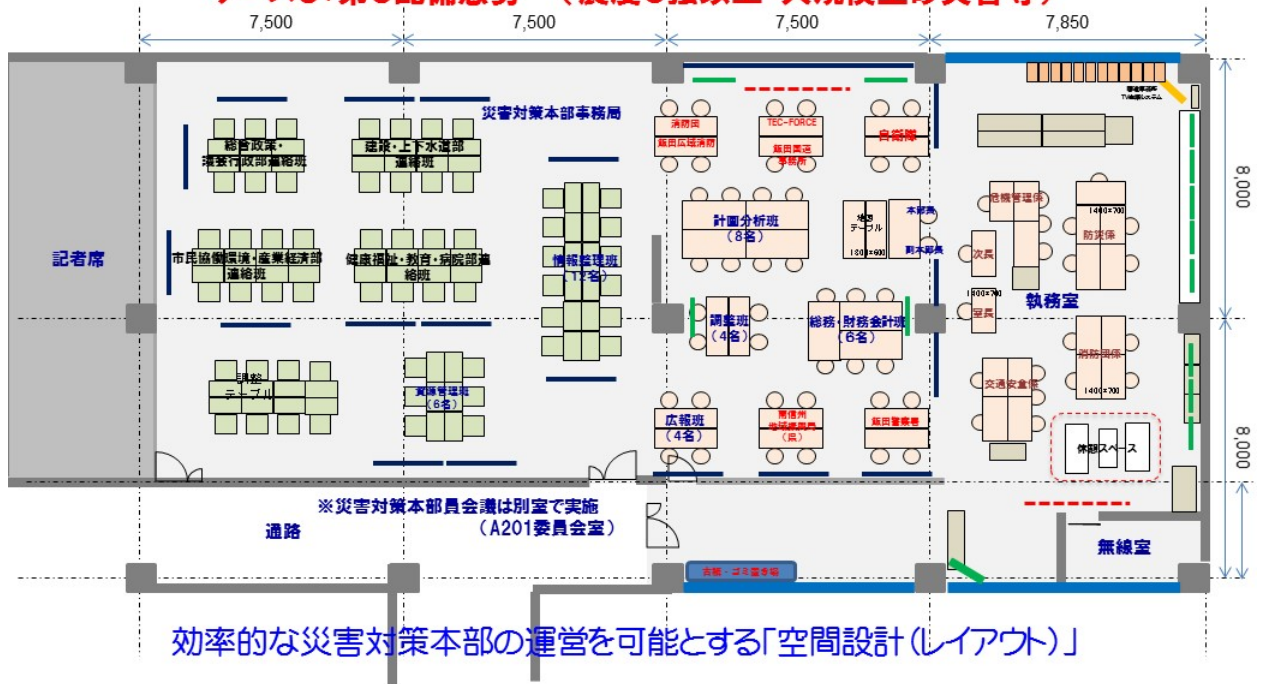


第一委員会室～災害対策本部員会議室～
 平常時、市議会が使用する委員会室は、災害発生時には、意思決定を行う災害対策本部員会議室として機能する。



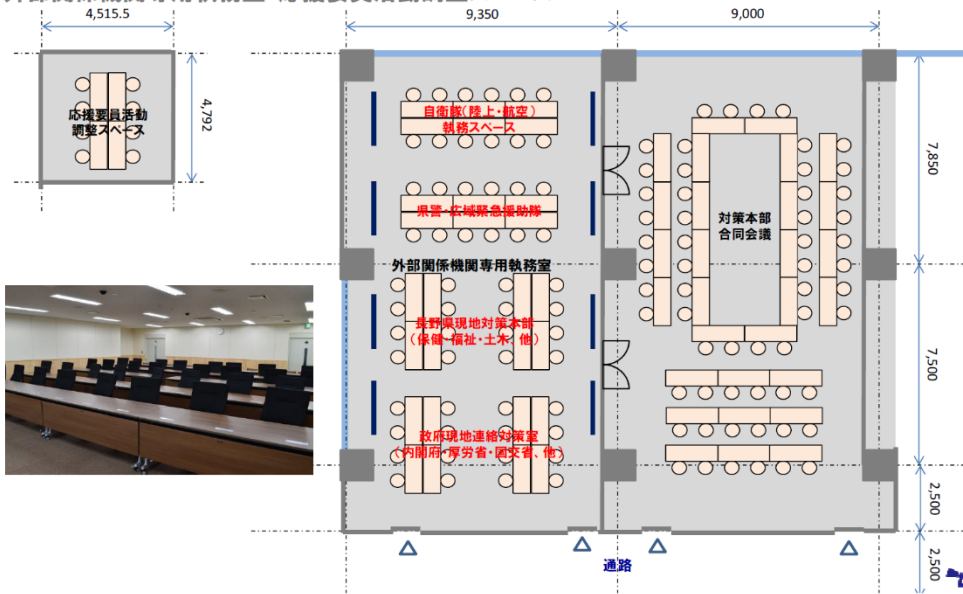
議場～オペレーションルーム～
 災害発生時に、パーティションを開放することで、多くの関係機関が集結するオペレーションルームとして機能する。

飯田市災害対策本部 オペレーションルーム 基本レイアウト
ケース3: 第3配備態勢 (震度6強以上・大規模土砂災害等)



監修：京都大学 防災研究所 牧紀男教授
 作成：(株)サイエンスクラフト 元谷マネージャー・主席コンサルタント

外部関係機関専用執務室・応援要員活動調整スペース



(監修：京都大学防災研究所 牧紀男教授 立案：(株)サイエンスクラフト 元谷豊マネージャー・主席コンサルタント)

2-2 人口10万人以下の市

(1) 栃木県日光市（人口：83,386人）【警戒】

避難行動支援システムにより、気象警報や降雨データなど避難勧告等の決定に必要な様々な情報を自動的に集約し、台風や豪雨に見舞われた際、迅速かつ確実な避難勧告等の発令を行い、円滑な避難行動につなげるものである。

降雨データや土砂災害メッシュ情報などを常時モニター上に表示し、事前に設定したそれぞれの閾値を超えた場合、避難勧告等のエリア、メディアへの配信内容を決定するためのガイダンスが開始され、自動的に発令案も作成する。

なお、決定した避難勧告等の発令は、情報伝達メディアを経由して速やかに住民に配信することが可能である。



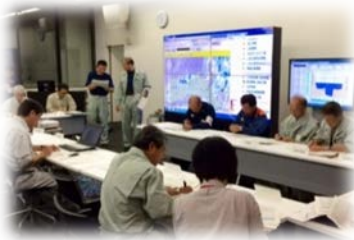
(2) 兵庫県豊岡市（人口：82,250人）【警戒】【発災】【被災者支援】

豊岡市の災害対策本部については、下記の3つの機能からなる。

- ①災害対策（警戒）本部設置時に最高意思決定機関としての災害対策（警戒）本部の会議を開催するための「災害対策（警戒）本部会議室」
 - ②情報の収集と共有、伝達を行うための「オペレーションルーム」（防災課事務室）
 - ③自衛隊、警察等の関係機関の連絡員が参集して連絡調整を行うための関係機関のスペース
- 災害対策本部会議室に大型モニター1台と可搬式を2台設置しており、平時は会議室等として利用している。



平時の災害対策本部会議室

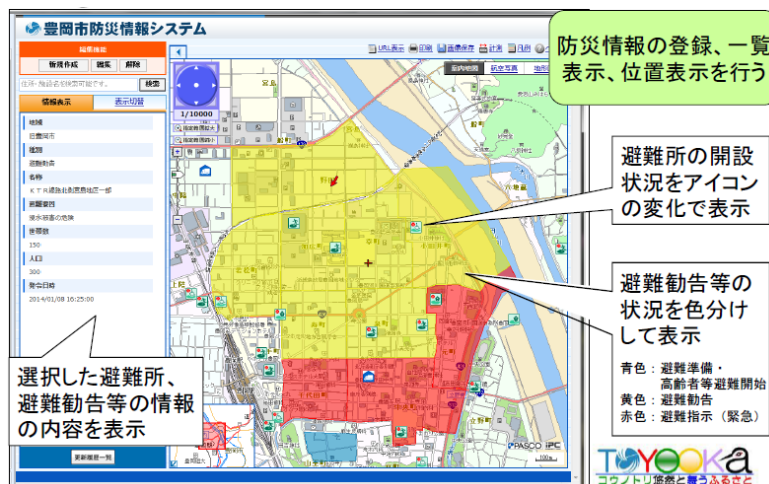
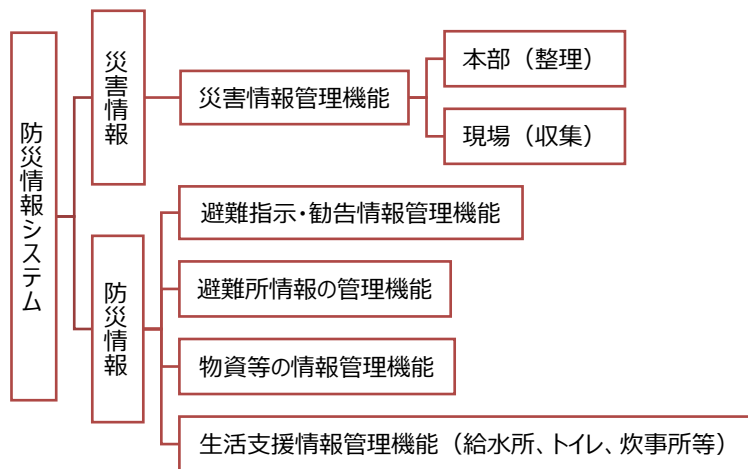


災害対応時の災害対策本部会議室



防災課事務室

市でのとりまとめには、市防災情報システムを利用し、建物や道路被害の状況、土砂災害の発生状況等を地図上に表記できる。避難勧告等の発令エリアを地図上に表示できるほか、発令状況を一覧化することも可能である。さらに、避難所の開設及び避難所における物資の備蓄状況等も確認可能となっている。



2-3 町村

(1) 岡山県鏡野町（人口：12,847人）【警戒】【発災】

町では、危機管理室において防災情報を集中管理し、避難勧告等を早期に判断できる設備が必要であると考え、平成24年度に危機管理センターを整備した。

防災気象情報システムは、既存の気象情報システムを利用して、防災情報に再構成するソフトウェアを開発し、新たに雨量予測や水位予測システムを整備することで、豪雨時等に浸水地域や土砂災害の予測が可能となった。

さらに、河川監視カメラを町内6か所に設置し、河川の水位が危機管理室内のモニターにリアルタイムで映し出せることにより、住民への避難勧告等を早期に判断できる設備になっている。



また、本部室横には、研修室があり、本部に参集する職員や、県庁等からのリエゾンが業務にあたるスペースを確保している。

危機管理センター研修室

(2) 静岡県南伊豆町（人口：8,524人）【警戒】【発災】

平成24年に町の防災拠点・災害時の最前線基地として十分な役割を發揮できる庁舎を建設したという思いから、新庁舎建設に併せて、常設の災害対策本部室を設置した。

また、大規模災害時には、同じ庁舎内にある多目的ホール（湯けむりホール）内にて、オペレーションを実施する。ホール内の椅子が移動式となっており、フロア全体での災害対策本部事務局室を設置することが可能となっている。



↑ 災害対策本部室(常設)

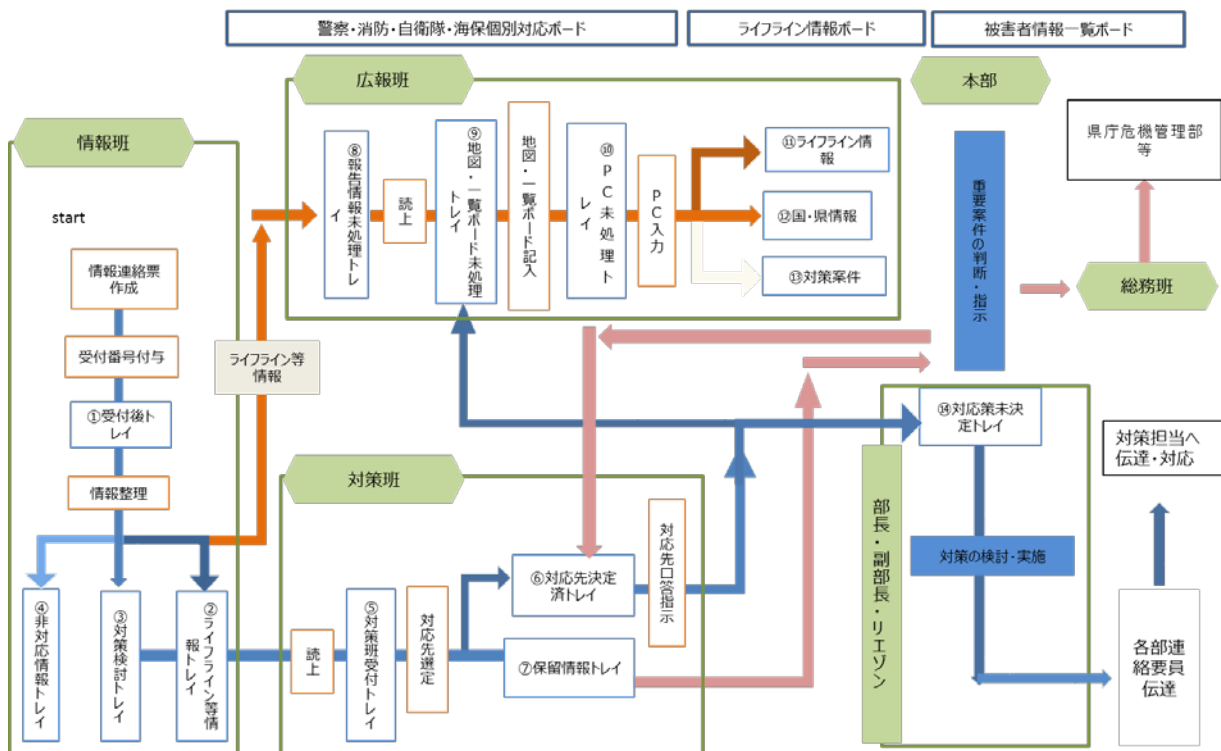


湯けむりホール

災害発生時に、多くの関係機関が集結するオペレーションルームとして機能する。

また、災害対策本部等で災害対応時に使用する防災情報システムについては、静岡県が一体的に整備している（Ⅱ 2 - 4 参照）。

班	担当	活動内容	人員
総務班	班長	総務班の総括	1
	連絡調整担当	国・県等との連絡調整、注意事項の投げかけ	1
情報班	班長	情報班の総括	1
	受付担当	電話(無線)の聞き取り内容を情報連絡表に記入	4
	番号付与・情報整理担当	情報連絡表に受付番号を付与し、内容別に振り分け	1
対策班	班長	対策班の総括	1
	読上担当	対応検討する情報連絡表を読上げる	1
	対応先選定担当	上記連絡票の対応先を検討し振り分け、指示する	1
広報班	総務副部長	広報班の総括	1
	班長	記者会見資料の作成	1
	読上担当	ライフライン情報の連絡表について読上げる	1
	記入担当	地図・各一覧表ボードに連絡票の内容を転記	3
	PC入力担当	FUJISANや情報一覧表に記入	2
	同報担当	避難勧告等を同報で周知する(メールも)	2



2-4 都道府県が一体的に整備している例

(1) 静岡県【警戒】【発災】

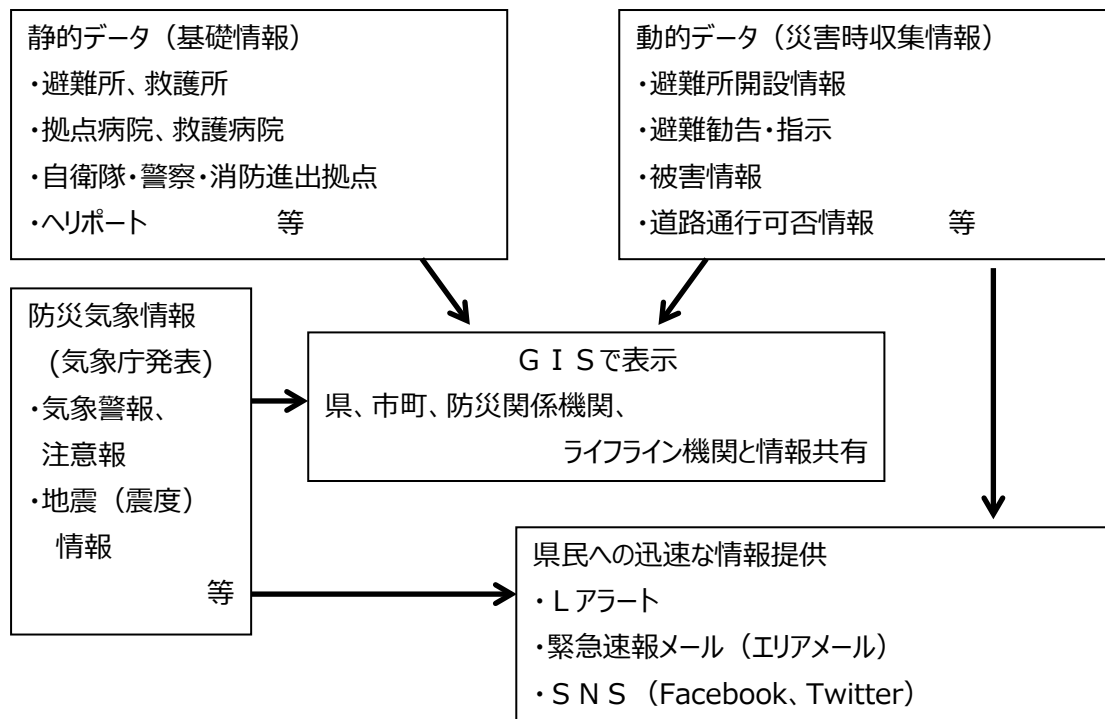
地震等の危機事案発生時において、要救助者の救出に費やせる時間は発災後 72 時間と言われており、その間の救出・搬送や負傷者、避難者への迅速かつ円滑な対応を実施するためには、初動対応から応急対策に必要な情報を関係機関で共有する必要がある。

このため、静岡県では、防災関係機関や市町との情報共有を念頭に、基礎となる道路や避難所などの情報をデータベースとして保有し、災害時に収集する被害情報とともにGIS（電子地図）上に表示する「ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)」を構築した。

(FUJISAN : Fujinokuni Jointly Information System And Network)

【整備内容】

- (1) 被害情報収集、支援要請、報告書作成、報道提供を行うシステムを構築
- (2) システムのクラウド化（想定被災地の外側へサーバを設置）や回線の複線化により耐災性を強化
- (3) 災害発生時には、各市町の被害や本部の開設状況、避難所の開設情報、道路情報などをリアルタイムでGISにより表示・共有し、人的・物的資源を迅速に被災地等へ提供
- (4) 基礎となるデータ（静的データ）と災害発生時等に収集するデータ（動的データ）を関係機関で共有



【システム内容】

○ **被害情報の収集**

旧システムでは単なる数値情報の単純集計であった被害情報について、市町等が把握した状況を公表ベースに自動集約が可能。

○ **支援情報の収集**

市町からの物資や人員の支援要請について、単に要請を受けるだけでなく、要請の処理状況の把握が可能。

○ **G I S 表示**

被害情報や避難所開設情報等のデータを G I S に表示し視覚的に状況を分析が可能。

○ **関係機関における情報共有**

地震・気象情報、道路情報等の重要情報を県のみならず市町、自衛隊等の防災関係機関と共有が可能。

○ **システムのカスタマイズ**

本システムを基幹として、市町等で必要な情報の項目の追加など、システムのカスタマイズにより独自システムの構築が可能（カスタマイズ費用は利用者が負担）。

○ **県民への情報発信**

・県本部被害総括情報と県・市町本部設置状況、避難勧告・指示、避難所開設情報の4つの情報は、Lアラートを用いて報道機関等へ発信が可能。

・携帯電話の緊急速報メール(エリアメール)により住民へ避難勧告・避難指示等の発信が可能。

・県が J-ALERT で受信する噴火警報(噴火警戒レベル3)：富士山、伊豆東部火山群、東海地震予知情報、津波注意報を自動的に緊急速報メールにより住民の携帯電話等に配信が可能。

・Facebook、Twitter に気象警報、地震・津波・火山に関する情報を自動投稿、防災関連情報の手動投稿も可能。

○ **他システムとの連携**

交通基盤部が所管する『静岡県道路通行規制情報提供システム』と連携し、各土木事務所からの道路規制情報等を G I S に表示し、情報共有。

健康福祉部が所管する『医療ネットしずおか』を取り込むことで災害時に必要となる病院、人工透析機関等の状況が確認可能。

SHIZUOKA Prefecture
静岡県
メインメニューへ

地図情報(GIS) 原子力防災情報共有システム

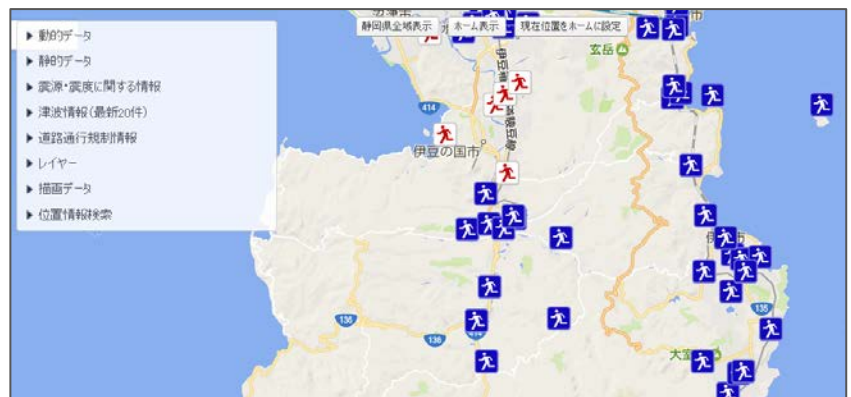
賀茂管内

全体 東部 中部 西部

市町	本部設置状況	支援要請件数	避難勧告件数	避難
下田市	廃止	4	3	11
東伊豆町	廃止	1	1	6
河津町	廃止	2	1	5
南伊豆町	廃止	3	1	4
松崎町	廃止	5	4	4
西伊豆町	廃止	6	4	4

↑市町村別の情報一覧

→GIS上に避難所開設状況
を表示



(2) 兵庫県【警戒】【発災】

災害規模が大きくなればなるほど、

- ①被災地からの情報発信に遅れが生じる
- ②支援に必要な要員や物資の数量を判断することが困難になる
- ③通信が途絶して関係機関との連絡がつかない
- ④不慣れた職員が対応する可能性が高くなり迅速な対応ができない

など多くの問題が発生し、各種対策の要員確保等、災害対策本部などが行うべき意思決定に混乱が生じるおそれがある。

これらの問題を克服し、迅速かつ的確な対応を実施するためには、市町村からの支援要請の有無にかかわらず、被害の全容を速やかに推定し、県の災害対策の意思決定と具体的措置を行う必要がある。

このため、災害対応に携わる職員の「いかに対応するか」という判断を支援するため、被害予測結果に基づいて応援等に必要な要員数や物資の量を推計・分析し、また被害情報を入手し、初動対応をタイムラインで表示する機能を有する。

また、市町においても本システムを活用することで、避難勧告等の発令時に重要な気象・河川情報等の状況を把握することができるほか、県との災害発生時の被害状況等の情報共有が容易になっている。

- **観測情報収集機能**
気象庁、気象情報配信事業者からの気象情報及び河川情報・土砂災害警戒情報を収集・蓄積し、加工・処理した結果を防災端末に提供する。
- **震度情報収集機能**
県内に設置した震度計からの情報を収集する。
- **被害予測機能**
県内に設置する震度計からの震度情報及び 250m メッシュ毎の建物・人口等の基礎データをもとに、震度分布図、建物倒壊数や死者・負傷者数等の被害予測を行い、防災端末に表示する。
- **需給推計機能**
被害予測結果等から、災害対応に必要な防災物資、要因等の応援必要計画数を防災端末で分析する。
- **災害報告機能**
防災関係機関から報告される事務所被害、災害速報や災害統括などの各種被害状況を、地図や画像と共に報告し、防災端末に表示する。
- **映像情報システム**
ヘリテレ・高所カメラ・河川カメラ等の災害情報映像及び防災端末に表示される内容を、災害対策本部室の大型マルチスクリーンに表示し、各種会議等を支援する。
- **情報通知機能**
気象警報・注意報等の情報を、各防災端末にポップアップで通知し、防災関係機関に一斉に注意喚起する。
- **地理情報システム（GIS）**
県内地図を管理し、被害地域等の各種情報を表示する。
- **コミュニケーション機能**
県民向けに、インターネットを活用した防災気象情報のホームページを配信する。また、「ひょうご防災ネット」では、携帯電話のメール機能を利用して、緊急情報（気象警報・注意報等）をいち早く配信する。

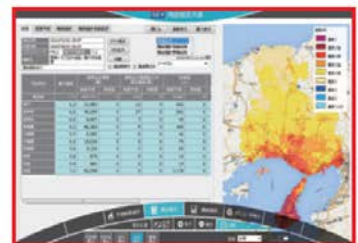
【地震発生時】



県内で震度4以上の地震が発生するとポップアップが表示され、音声とともに注意喚起



各班の作業をタイムラインとして表示



被害予測結果を一覧（数値）と地図で表示





津波による浸水深想定を表示



市町等の防災関係機関は、
災害現場の状況を災害速報
として報告



市町別に被害発生状況（人的被害、建物被害、その他被害、被害金額等）を表示
適宜、ヘリテレ映像等により、リアルタイムに被害状況を把握

【風水害発生時】



台風進路や台風暴風域の
大きさなどを確認し、県内への
影響を把握



県内の気象警報・注意報等の
発表状況を確認



市町等の防災関係機関は、
災害警戒本部や災害対策
本部などの体制を報告



河川水位の状況を確認



市町等の防災関係機関は、避難勧告等
の発令に先立ち、避難所の開設を実施



市町等の防災関係機関は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の情報を発令



避難勧告等の情報などはひょうご防災
ネットやLアラートに連携し、県民に情報提供

3. 財政措置

上記のような防災情報システム（河川水位等の情報を関係機関や避難所に送り、警報等呼びかけるシステムや、被災者関連機能（被災者台帳管理、罹災証明書発行、建物被害調査、仮設住宅管理、義援金交付）、避難所関連機能（避難所のニーズ把握、避難所運営、備蓄物資・救援物資管理）、避難行動要支援者関連機能、関係機関等との災害情報等共有機能、職員参集連絡機能等を有するシステム）、災害時オペレーションシステム（災害対策本部や消防本部等に設置する、ヘリテレや地上設置カメラによる画像等をリアルタイムで大型スクリーンに表示し、同時に関係機関間で共有する機能等を有するシステム）については、緊急防災・減災事業債の対象となっていることから、積極的に御活用されたい。

【参考】緊急防災・減災事業債

○ 概要

防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、東日本大震災及び平成 28 年熊本地震を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等を対象とした平成 32 年度までの地方債措置。

○ 財政措置

- ・地方債の充当率：100%
- ・交付税措置：元利償還金について、その 70%を基準財政需要額に算入